

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二三
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二四
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件 二四
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件 二四
- 土地改良区連合の定款の変更を認可した件 二七
- 林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件 二七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二七
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二八
- 道路の区域を変更する件二件 三〇
- 道路の供用を開始する件二件 三〇
- 福島県企業局 三〇
- 福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程 三三
- 福島県選挙管理委員会 三三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三三
- 福島海区漁業調整委員会 三三
- いかつり漁業について指示する件 三三
- 正 誤 三三
- 令和四年三月一日付け定例第二百七十一号中 三三

告 示

福島県告示第百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年三月九日救急病院として認定した。
令和四年三月十一日

名称 福島県知事 内堀 雅雄
医療法人辰星会栞記念病院 所在地 二本松市住吉百番地
認定有効期限 令和七年三月八日
(地域医療課)

福島県告示第百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六二番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市谷島町五番四二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市谷島町五番四二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年十月二十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百三十三平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十三台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
位置 別紙図面のとおり
収容台数 四十四台

- 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 四十五平方メートル

- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時
 - (二) 閉店時刻 午後十一時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 四か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和四年二月二十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二一番地の二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十七号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。
令和四年三月十一日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
豚熱の発生予防

- 二 実施する区域
県内全域

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が必要と認めた豚及びひのしし

- 四 実施の期日
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

- 五 実施の方法
皮下又は筋肉内注射法

(畜産課)

福島県告示第百三十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和四年三月十一日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的
牛のブルセラ症及び結核の発生の予防

- 二 実施する区域
県下一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛

- 四 実施の期日
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

- 五 検査の方法
1 ブルセラ症
エライザ法
- 2 結核
ツベルクリン検査

(畜産課)

福島県告示第百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のヨーネ病の発生の予防

二 実施する区域

- 1 福島市（飯野町、飯坂町の区域を除く。）、二本松市（油井、渋川、吉倉、米沢、上川崎、下川崎、小沢の区域に限る。）、伊達市（保原町、梁川町の区域に限る。）、郡山市逢瀬町、田村市都路町、石川郡平田村（上蓬田、九生瀧、下蓬田、西山の区域に限る。）、西白河郡西郷村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村（赤坂中野、赤坂西野、赤坂東野、石井草、富田、渡瀬の区域に限る。）、喜多方市（岩月町、熱塩加納町及び塩川町を除く。）、三島町、飯館村、いわき市（植田町、高倉町、沼部町、三和町上市萱、三和町合戸、三和町下市萱、三和町渡戸、好間町の区域に限る。）の各区域

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している雄牛
4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後八十日以上のも馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応

(畜産課)

福島県告示第百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のアルボウイルス感染症（アカバネ病に限る。）の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したものと

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査（鶏を検査する場合にはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にはあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

福島県告示第百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和四年三月十一日

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予察
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚
- 四 実施の期日
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（エライザ法）

福島県知事 内堀雅雄

(畜産課)

福島県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合から令和四年二月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月三日認可した。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百四十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、効力を失った生産事業者の登録は、次のとおりである。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容	事業所の所在地	失効年月日
福島県四七〇	いわき市三和町下市萱字竹ノ下九五		種 穂 苗 木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	いわき市三和町下市萱	平成二十八年二月一日

(森林整備課)

福島県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字大里字白高山一の三六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字愛宕山一の五
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 一 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 二 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字湯本字後山五
 - 三 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字田良尾字黒塚山一の二
保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 2 保安林として指定された目的
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字大里字栃久保六六のイ、字若内二三八
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字和尚壇一、二の一から三の三
まで、四の一、四の二、一〇、一一、字上原田一二の五、一二の六、字龍生三三の三
一から三三の三まで、三四の一、三四の二、字堂林一二の一、一二の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 2 保安林として指定された目的
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
 - 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字横入山五の二(国有林)、三、四、五の一、六の一、
字膳棚山二、六の一、六の二
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 福島県告示第五十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和四年三月十一日
 - 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡三島町大字大石田字谷地二六五三、二七九四の一、二七九四の二、字前ノ沢
二一八九、二一九〇、二一九二、二一九五から二二〇一まで、二二二三の三、字石坂
二五三九の二、二六四九、二六五二
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷地二七九四の一(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県知事 内堀雅雄

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字大栗山字長窪二九二の九、二九二の一四から二九二の一八まで、二九二の二〇、二九二の二一、二九二の二五、二九二の三五、二九二の一の三七、二九二の四四、二九二の四五、二九二の四八から二九二の五三まで、二九三〇から二九三二まで、二九四二の一、二九四五から二九五〇まで、二九五一の一、二九六四の一、二九六四の二、三〇三六

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長窪二九二の九、二九二の一四から二九二の一八まで、二九二の二〇、二九二の二一、二九二の二五、二九二の三五、二九二の三七、二九二の四四(次の図に示す部分に限る。)、二九二の四五、二九二の四八から二九二の五三まで、二九三〇から二九三二まで、二九四二の一、二九四五から二九五〇まで、二九五一の一、二九六四の一、二九六四の二、三〇三六

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡浅川町大字浅川字城山五八、八〇、八四の一から八四の三まで、八五の二、八七の二、八七の三、八七の五、八七の八、八七の一六、八七の一八、八七の二〇、八七の二三から八七の九四まで、八七の九八から八七の一〇五まで、八七の一〇七から八七の一〇九まで、八七の一一二、八七の一三三、八七の二三〇、八七の二三四から八七の二三六まで、八七の二四〇、八七の二四五、八七の二四六、八七の二五三、八七の二六六、八七の二七五、八七の二九一から八七の二九三まで、八七の二九五、八七の二九八、字山根一〇の一、一〇の二

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、浅川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡浅川町大字浅川字城山五八、八〇、八四の一から八四の三まで、八五の二、八七の二、八七の三、八七の五、八七の八、八七の一六、八七の一八、八七の二〇、八七の二三から八七の九四まで、八七の九八から八七の一〇五まで、八七の一〇七から八七の一〇九まで、八七の一一二、八七の一三三、八七の二三〇、八七の二三四から八七の二三六まで、八七の二四〇、八七の二四五、八七の二四六、八七の二五三、八七の二六六、八七の二七五、八七の二九一から八七の二九三まで、八七の二九五、八七の二九八、字山根一〇の一、一〇の二

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、浅川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

〔「次のとおり」〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び浅川町役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 高田線	大沼郡会津美里町和田 目字沢田南九一番地先 から 同 郡同 町新屋 数字新屋敷二四二番地 先まで	変更前	A 六・〇〇	九五四・五
		変更後	B 一一・五〇 四八・五	
		変更前	A 六・〇〇	九五四・五
		変更後	B 一一・五〇 四八・五	
		変更前	A 六・〇〇	九五四・五
		変更後	B 一一・五〇 四八・五	
		変更前	A 六・〇〇	九五四・五
		変更後	B 一一・五〇 四八・五	
		変更前	A 六・〇〇	九五四・五
		変更後	B 一一・五〇 四八・五	

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市月舘町下手渡字 根廻四五番一地从先から 同 市月舘町月舘字松 橋川原五番二地先まで	変更前	一〇・五〇 五一・〇〇	一、一四〇・〇
		変更後	一三・一〇	

(道路計画課)

福島県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道会津坂下会津高田線	大沼郡会津美里町和田目字沢田南九一番地先から 同 郡同 町新屋数字村東甲 二九番一地从先まで	令和四年三月一日

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
一般国道三四九号	伊達市月舘町下手渡字根廻四五番一地从先から 同 市月舘町月舘字松橋川原五番二地先まで	令和四年三月一日

(道路計画課)

福島県告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若

松建設事務所で令和四年三月十一日から一週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

線	県道湯野上会津高田	路 線 名
同	大沼郡会津美里町東尾岐字宮ノ上 三五六七番地先から 郡同 町東尾岐字宮ノ上 三五一五番口地先まで	供 用 開 始 の 区 間
	令和四年三月一日	供 用 開 始 の 期 日

(道路計画課)

福島県企業局

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月11日

福島県知事 内堀雅雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

福島県工業用水道条例施行規程（昭和44年福島県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式まで、第5号様式から第7号様式まで及び第10号様式から第11号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に改正前の福島県工業用水道条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて提出されている申込書等は、それぞれ改正後の福島県工業用水道条例施行規程の規定に基づいて提出された申込書等とみなす。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(工業用水道課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和四年三月一日現在において、次のとおりである。

令和四年三月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、四二七
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九六、四一四
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

Table with 2 columns: 選挙区 and 票数. Rows include 福島市 (77,871), 田村市田村郡 (17,650).

Table with 3 columns: 市町村, 票数, 南相馬市相馬郡飯館村. Rows include 会津若松市, 郡山, いわき市, 白河市西白河郡, 須賀川市岩瀬郡, 喜多方市耶麻郡, 相馬市相馬郡新地町, 二本松市, 双葉郡, 石川郡, 東白川郡, 大沼郡, 河沼郡, 南会津郡, 本宮市安達郡, 伊達市伊達郡, 南相馬市相馬郡飯館村.

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年三月十一日

福島海区漁業調整委員会

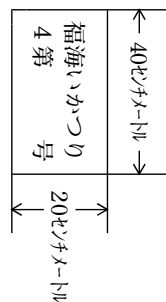
会長 今野 智光

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
三 操業期間
操業期間は、令和四年六月一日から令和五年一月三十一日までとする。
制限又は条件
1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年六月一日から令和五年五月三十一日までとする。

正 誤

ページ	行	正	誤
-----	---	---	---

○令和四年三月一日付付定例第二百七十一号中

1000	10	福島県会津若松建設事務所(除雪車庫 (福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神))	福島県会津若松建設事務所 (福島県会津若松市追手町7番5号)
------	----	---	--------------------------------